

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 5 月 6 日（金）第2698号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境保全課取扱い） 1
- 農業振興地域の区域の変更（農村振興課取扱い） 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 歳入の収納事務の委託（交通規制課取扱い） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 2
（南薩地域振興局取扱い） 2

公 告

- 平成23年度狩猟免許試験公告（自然保護課取扱い） 3
- 平成23年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告（自然保護課取扱い） 5
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 7

道 路 公 社 公 告

- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告（道路公社取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第518号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年1月14日鹿児島県告示第25号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
鹿屋市札元一丁目3121番2の一部
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

鹿児島県告示第519号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、知覧農業振興地域の区域（昭和63年7月18日鹿児島県告示第1199号による変更後の区域）、川辺農業振興地域の区域（平成元年7月26日鹿児島県告示第1326号による変更後の区域）及び穎娃農業振興地域の区域（平成9年8月27日鹿児島県告示第1172号による変更後の区域）を南九州農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

南九州農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び南薩地域振興局農林水産部農政普及課並びに南九州市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿児島市松元土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 吉村 孝志 鹿児島市四元町1527番地
（任期 平成23年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 吉村 健一 鹿児島市直木町1525番地 2

鹿児島県告示第521号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
鹿児島市金生町 7 番18号
株式会社宮生企画
- 3 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

鹿児島地域振興局告示第26号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ランチハウス輪	鹿児島市鴨池二 丁目22番18号	特定非営利活動 法人鹿児島市精 神保健福祉推進 の会・かれん鹿 児島	鹿児島市和田町 806番地 5	山川 伯明	平成23年 4 月 1 日	就労継続 支援 B 型

南薩地域振興局告示第 5 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年 5 月 6 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
のぞみ苑	枕崎市板敷西町 335番地	社会福祉法人富 士福祉会	枕崎市日之出町 93番地	岩下 修一	平成23年 5 月 1 日	自立訓練 （生活訓 練）・宿 泊型自立 訓練

公 告

平成23年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成23年 7 月 24 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿児島県大隅地域振興局本庁舎（鹿屋市打馬二丁目16番6号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
徳之島町生涯学習センター（大島郡徳之島町亀津2918番地）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
日置市中央公民館（日置市伊集院町郡一丁目100番地）	平成23年 8 月 28 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番地3号）		

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書

（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成23年6月6日（月）から同年7月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成23年7月11日（月）から同年8月5日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

- (1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

- (2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 第1回試験又は第2回試験に合格した者には、後日狩猟免許を交付する。
- (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許を返還させる。
- (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

平成23年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成23年 5 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	平成23年 7 月 16 日（土）	午前 9 時
日置市中央公民館（日置市伊集院町郡一丁目100番地）	平成23年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	平成23年 7 月 3 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成23年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成23年 7 月 7 日（木）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	平成23年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成23年 7 月 8 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	平成23年 8 月 7 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成23年 7 月 3 日（日）	
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）	平成23年 8 月 5 日（金）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成23年 7 月 8 日（金）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成23年 7 月 6 日（水）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番地3号）	平成23年 7 月 3 日（日）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成23年 7 月 7 日（木）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成23年 9 月 4 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

鹿児島県内に住所を有し、平成23年 9 月 14 日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第

51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

なお、更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ (ア)から(イ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(エ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ロ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(エ)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（2,800円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成23年5月16日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が休日のときは、その前日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成23年7月25日（月）から同年8月17日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

- (2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成23年5月6日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成23年5月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成23年5月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ武岡店

鹿児島市武岡一丁目115番1号 外12筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 築城政雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号エフビル4階

- (2) 変更後 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号エフビル4階

3 変更年月日

平成22年5月8日

4 届出年月日

平成23年4月18日

道 路 公 社 公 告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は平成23年5月6日からとする。

平成23年5月6日

鹿児島県道路公社理事長 長谷場良二

第2項料金の項の（注）2を次のように改める。

- 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制

度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、鹿児島県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、鹿児島県道路公社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき鹿児島県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、鹿児島県道路公社が別に定めるもの